

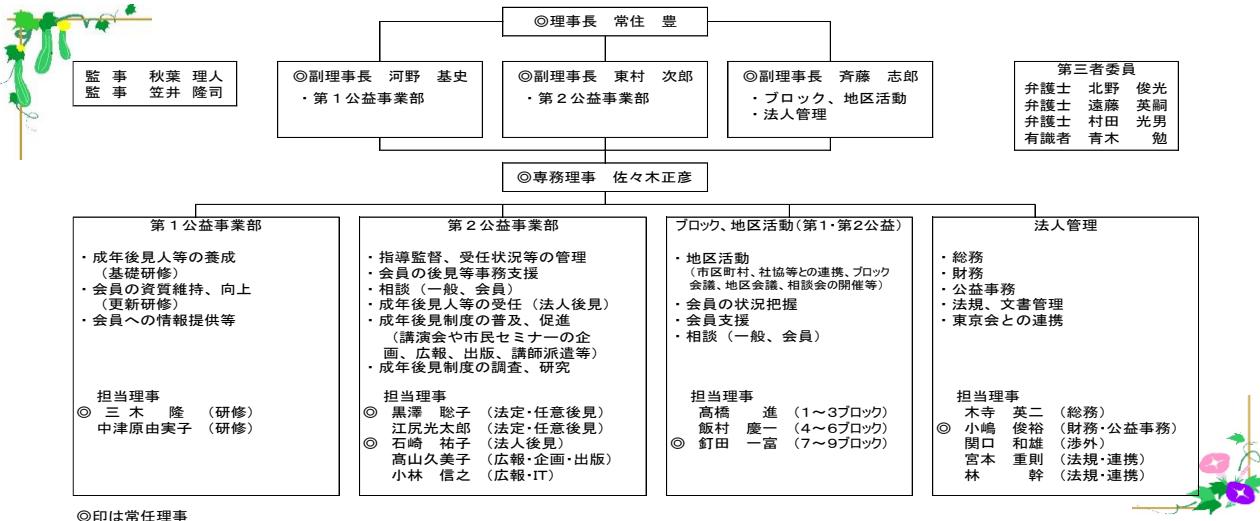
## ヒルフェ通信(8月号) ✿そっと寄り添いやさしくサポート✿

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



### ◆役員の担当が決まりました。

公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ 組織



### ◆成年後見制度の利用促進法レポート⑤

今回から、利用促進法の運用を具体化する特別法ともいわれ、10月にも施行見通しの民法等一部改正法(略称「円滑化法」とも)です。この改正法は、成年後見人の権限一部拡大を内容とし、私達の成年後見実務の現場に直接の影響がありうるので、次の内容は要チェックかと思われます。

#### 1 民法の一部改正

まず、「後見の事務」中の860条(利益相反行為)の次に、次の二条を加えます。

(1)家裁は成年後見人の請求により、6ヶ月を超えない期間、信書の送達事業者に対し、成年後見人への郵便物等(郵便物と民間事業者による信書便物)の配達を嘱託できる(860条の2)。

※家裁の職権ではなく、請求による転送手続(配達嘱託審判の申立て)を経るもの。

※期間伸長不可のため、期間満了後に郵便転送が必要になった場合は再度申立てとなる。

(2)成年後見人は、郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができる(860条の3)。

※「受け取ったとき」なので、開披・閲覧は配達嘱託(実際には郵便物等の転送)がある場合に限らない。

※開披・閲覧対象となる郵便物等は、本来、後見人の財産管理等の職務に関係する範囲となるはずだが、実際に開披して見ないと判断できないので対象限定なしの扱い。

次に、死後委任事務の関係で、「後見の終了」中の873条の次、874条(応急善処義務規定の654条を準用)の前に次の一条を加えます(3つ目の条文)。

(3)本人死亡後の成年後見人の権限として、①特定の相続財産の保存、②弁済期到来の債務弁済、③火葬・埋葬契約締結等その他(全体の)相続財産の保存の権限を認める(873条の2)。

※上記③には家裁の許可が必要。実際のケースとして、本人に身寄りがない場合や相続人が関わりを拒否する場合、成年後見人は入院先病院等から速やかな遺体引取り求められることが通常なので、火葬契約(葬祭業者に依頼)は許可を条件とし、その許可申立ては事後にならざるを得ない。そして、手元に保管現金がない場合、火葬契約許可の申立てと同時に、死後の預金払戻許可申立ても必要。しかし、実際場面で家裁は即日ないし数日内の迅速な審判(許可)が可能か、費用の円滑な払戻しに金融機関が応じるか等が懸念されます。

※火葬・埋葬に「葬儀」は含まれず。理由は、どの宗派で行うか、費用の多寡の問題があるからとのこと。

しかし、本人の遺産に多少の預金が残っている場合、葬儀をしないで済ませるのは、社会常識として成年後見人に抵抗があるので。

(実務の現場で本条をうまく利用できるか、利用促進法11条4号により再検討されるべきとの指摘もあり。)

以上の民法一部改正法を実現する家事事件手続法の一部改正については、次回に。(理事 高橋進)